

### TOPICS ①

## 子どもの権利条約第3回政府報告書提出される

### — 「子どもの権利」の視点を欠いた不十分な内容

平野 裕二 (ARC代表)

日本政府は2008年4月22日、国連・子どもの権利委員会に対し、子どもの権利条約に関する第3回政府報告書を提出した。外務省ウェブサイト「児童の権利条約」コーナーにも、さっそくPDFファイルで掲載されている。

今回の報告書は、提出期限(2006年5月21日)からほぼ2年遅れて提出された。今回の報告対象期間は、基本的に2001年6月(第2回報告書作成時点)から2006年3月までである。「重要な施策や法改正」については2007年7月まで報告に含まれており、児童虐待防止法〔19・308〕や少年法〔460〕の改正のほか、2006年12月の教育基本法改正についても不十分ではあるが簡単に触れられている〔25〕。

なお、第3回報告書とあわせて、「武力紛争における児童の関与に関する選択議定書」(提出期限2006年9月2日)と「児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する選択議定書」(同2007年2月24日)についての第1回政府報告書も提出された。3つの報告書は一括して、2010年1月以降のいずれかの会期に審査される見込みである。

#### 問題だらけの第3回報告書

しかし、これまでに2度の審査を受けてきたにも関わらず、報告書の質は向上していない。それどころか、そもそも委員会と「建設的対話」をする意思があるのかどうかさえ疑わせる内容となっている。以下、第3回報告書の主な問題点を指摘しておく(以下、〔 〕内の数字は報告書のパラグラフ番号)。

- (a) 委員会の勧告に誠実に応答しようとしていない：子どもの権利委員会による勧告を意識した記述は従来の報告書よりも増え、過去の総括所見(最終見解)に直接言及している箇所もいくつかある。しかし、委員会の勧告を踏まえて改善のための方策をとった旨の記述は皆無に近い。関連の記述は、(i) これまでの総括所見に単に形式的に触れるか、(ii) 委員会による勧告の内容を理解していないか、(iii) 審査の過程で表明された委員会の見解に明確に反論せず、従来の主張を繰り返すかのいずれかに留まっている。
- (b) 「権利基盤アプローチ」が一顧だにされていない(後述)
- (c) 重要なデータが欠落しており、子どもたちの実態や施策の効果が見えない：第1回報告のころから一貫して問題になっ

## NEWSLETTER No.92 CONTENTS

#### TOPICS ①

○子どもの権利条約第3回政府報告書提出される /1

#### TOPICS ②

○ねじれ国会、学校保健安全法成立へ /3

#### 特集 フォーラム開催地、三重県の子どもの権利

○チャイルドライン24と子ども虐待防止学会に取り組んで /4

#### 連載 子どもの権利条例設定の最新動向

○北広島市「子どもの権利条例検討委員会」 /7

○「なごや子ども条例」制定とこれから /7

資料：なごや子ども条例 /8

○新潟市 権利条例パブコメに向けてフォーラム発足 /9

#### 連載 アジアの子ども

○タイの子どもと権利の状況 /10

#### イベント報告

子どもにふさわしい世界+5 /11

#### お知らせ

子どもの権利条約基礎講座 /12

子どもの権利条約ネットワーク2008年度役員 /12

ていることだが、政府報告書では子どもの権利状況を理解するために不可欠なデータがしばしば欠落しており、日本で暮らす子どもたちの実態がほとんど見えてこない。また、里親・施設措置などに関わる20条（家庭環境を奪われた子ども）全体について「第2回政府報告パラグラフ191を参照」〔297〕の1行で済ませるなど、不誠実な対応も目立つ。

とくに差別の禁止（2条）に関連したデータが皆無であること、不登校・いじめ・体罰など重要な教育問題に関する統計が欠落していることは、明らかに意図的な実態隠しと評価されてもしかたがあるまい。なお、「児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する選択議定書」についての第1回報告書でもデータがまったく挙げられていない。

(d) 条約に関する基本的理解が十分ではない：委員会が採択してきた一般的意見をまったく参照していないこともあって、条約についての基本的理解が誤っている箇所が少なからず見られる。差別の禁止、子どもの最善の利益をはじめとする条約の一般原則については、このような傾向がとくに顕著である。とりわけ子どもの意見の尊重の原則（12条）について次のように述べていることは、条約の意義を完全に歪めるものであろう。

「なお、学校においては、校則の制定、カリキュラムの編成等は、児童個人に関する事項とは言えず、第12条1項でいう意見を表明する権利の対象となる事項ではない」〔205〕

(e) 自治体の取り組みを活かそうという視点がない：子どもの権利条例の制定動向の報告〔40〕など、自治体レベルで進められている取り組みに目を向けるようになったのは評価できるが、単なる紹介に留まっており、そのような経験を国レベルでどのように活かし、他の自治体にも普及していくかという視点はない。

(f) 市民社会と誠実に対話・協力しようという姿勢がない：内容面もさることながら、第3回報告書の提出について関連のNGOには連絡がなかったことなど、市民社会との対話・協力という面では後退さえ目立つ。また、選択議定書に関する報告書作成については市民・NGOとの意見交換は行なわれなかったが、「市民・NGOからの意見を十分に踏まえつつ作成した」などと虚偽報告を行なっている。

### 無視された「権利基盤アプローチ」

とりわけ重大なのは、上記(b)で触れたように、第2回総括所見の最大の特徴であった「権利基盤（型）アプローチ」について一顧だにされていないことである。権利の視点を欠いた、それどころか子どもの権利保障に逆行する多くの立法・政策措置が、おそらくはそのことの自覚さえなく、堂々と報告されている。

たとえば、児童買春・児童ポルノ禁止法〔15・16〕や児童虐待防止法〔18〕はともかく、権利の視点がまったくない少子化対策基本法〔17〕まで「児童の権利の推進に資する新規立法、法律改正」〔12〕に含めることは適当ではない。いわゆる出会い系サイト規正法〔14〕にしても、子どもも処罰対象であることに触れないのは公正を欠く。

第2回審査では青少年育成施策大綱（2003年12月）を権利基盤アプローチにしたがって全面的に見直すことも求めら

れていたが、今回の報告書では、そのことになんら触れないまま、条約実施のための国内行動計画として同大綱をひきつづき挙げている〔32〕。国連子ども特別総会の成果文書「子どもにふさわしい世界」をフォローアップするための国別行動計画がいまだに策定されていないことについても、沈黙を保ったままである〔31〕。

「子どもと家族を応援する日本」重点戦略（2006年6月）〔34〕も、あくまでも少子化対策の一環であって、条約実施のための施策とは言いがたい。教育再生会議が「条約の実施に向けた国内体制整備」に位置づけられている〔33〕ことに至っては、噴飯物である。

条約広報措置に関する記述〔78-105〕でも、権利基盤アプローチが浸透していないことに懸念を示した前回の勧告はまったく考慮されていない。権利基盤アプローチの不可欠な要素である子どもの意見の尊重の原則および子ども参加〔192-211〕についても、前回の勧告がまったく踏まえられていない。

そもそも、第3回報告書は依然として「保護」偏重の内容となっており、それ自体、権利基盤アプローチへの配慮を欠いている。このような姿勢は、委員会から厳しく批判されることになるだろう。



# ねじれ国会、学校保健安全法成立へ

## —対案として民主党が学校安全対策基本法案提出を準備

喜多明人(早稲田大学)

### <国・自治体の責任と安全職員配置が焦点に！>

今期国会は日銀総裁人事や「暫定税率」の廃止問題などで緊張状態が続いている。いわゆる「ねじれ国会」のなかで真摯に議論されることは、「数の論理」で形骸化していた議会制度を活性化させる意味では歓迎できる。ただし、「政局化」に焦点を当て過ぎて、国民の生活に直結する法案、とくに子どもにとって切実な学校生活の安全問題などにかかわる法案が話題にもならず沈没している状態は看過出来ない。「学校保健安全法」の法案である。

政府は、2008年2月29日、「学校保健法等の一部を改正する法律案」を閣議決定し、国会に上程した。この改正案は、法律名称を「学校保健安全法」と改称し、学校に関する「安全法」として、相次ぐ震災や「不審者」事件に対する国の対応を図るものとして注目される。これに対して、民主党が「学校安全対策基本法案」(2006年2月第164通常国会参議院提出)を再提出(若干の文言修正を含め)する動きを見せている。もし提出され、野党がこの法案でまともれば、学校安全問題をめぐって「ねじれ国会」が演出され、国民的な論議が可能となる。

その場合の争点は2つ。一つは、2001年の大阪教育大学付属「池田小学校」児童殺傷事件などに象徴される学校防犯対策や、中越地震などの学校防災対策、プール排水口吸い込み事故など学校施設安全対策などにおける国、自治体の責務をどう考えるのか。二つには、学校安全に関する専任職員を整備するかどうか。

前者について政府の法案3条では、以下のように規定され、下線のとおり相変わらずの学校安全の現場依存—教職員・住民は子どもをどう守るか—を前提にして国・自治体は「応援団」的な位置においておりこの枠組みが固定化されることが懸念される。

「第3条 国及び地方公共団体は、相互に連携を図り、各学校において保健及び安全に係る取組が確実かつ効果的に実施されるようにするため、学校における保健及び安全に関する最新の知見及び事例を踏まえつつ、必要な施策を講ずるよう努めなければならない。」

これに対して、民主党)の法案は、財政措置や学校安全対策の総合的計画的な整備などについて具体的に国や自治体の責務を明示していることで一歩先んじている。

後者については、政府案ではまったく不問にされていることに対して、民主党の法案11条では、下線のとおり、学校安

全に専従する職員案を提示している。

「第11条 国及び地方公共団体は、学校安全対策に関する校務が的確かつ円滑に行われるよう、学校において専ら学校安全対策に従事する者の配置その他の学校安全対策に関する校務の実施体制の整備のために必要な施策を講ずるものとする。

### <学校安全基準の法制化をめざして>

ただし、政府の法案6条では、初めて学校環境衛生基準の法制化が打ち出されているところに注目しておく必要がある。

「第6条 文部科学大臣は、学校における換気、採光、照明、保温、清潔保持その他環境衛生に係る事項……(中略)……について、児童生徒等及び職員の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準(以下この条において「学校環境衛生基準」という)を定めるものとする。」

そのうえで学校は、この環境衛生基準に依拠して環境維持に努めること(6条2項)、校長は環境衛生基準に満たない部分については、必要な措置もしくは学校設置者に申し出ること(6条3項)とある。こうした健康基準の制定と遵守は、子どもの権利条約3条3項に依拠すれば、これを学校環境安全基準まで含めて、子どもの安全・健康基準の制定・遵守条項として拡大することが可能なはずである。

この両案に先んじて、「学校安全法」を提案(2004年5月の教育法学会総会、ブックレット：喜多・橋本編『提言学校安全法』不磨書房参照)してきた立場からすれば、両案ともに「政策宣言立法」としての限界はある。学校安全基準に踏み込んでいないだけでなく、原因究明システムや相談・救済制度などにも踏み込んでいない。詳しくは、喜多ほか『解説学校安全基準』不磨書房、2008年5月刊行を参照されたい。

### <速報>

6月11日参議院で「首相問責決議案」が議決される直前の本会議で、「学校保健安全法」が成立した。政府が衆議院での野党修正(「財政措置」、国・自治体の責務の追加、救済措置の学校地域連携の追加)を受け入れての制定だ。年間216万件にのぼる学校災害(=学校管理下の子どもの事故、2006年度学校災害共済給付件数)の現実がこの法案を後押しした。2006年度の統計では、学校管理下の死亡事故74件、障害事故506件にのぼっている。

# チャイルドライン24と 子ども虐待防止学会に取り組んで

## — 「虐待防止専用ライン」の設置を試みる

田部 眞樹子 (特定非営利活動法人三重県子どもNPOサポートセンター 理事長)  
「チャイルドライン24」実施組織 代表理事

三重県は全国に先駆けて「子どもを虐待から守る防止条例」(2004年3月)をつくりました。昨年12月の日本虐待防止学会に市民レベルで取り組んだ教訓やチャイルドライン24の活動、今回の子どもの権利条約フォーラム開催(2008年11月23-24日津市)にいたる経過などについて述べておきたいと思います。

### <虐待防止学会に於ける市民実行委員の動き>

日本子ども虐待防止学会第13回学術集會みえ大会の実行委員会の立ち上げに際し、準備会への参加のお声掛けをいただいた時点で、「専門家の成果発表と学びの場だけで終わらせたくない」という思いがふつふつと湧き上がってきました。

虐待という今日的な課題を、いつでも何処でも起こり得る身近な問題としてとらえてもらうために、社会に一石を投じて波紋を広げることが、自分たちNPOの使命と考えていたからです。

そして、これはあくまでも、今大会の本来目的をないがしろにすることではなく、本来の目的+αの部分であり、しかしながらこの部分こそが今回の日本子ども虐待防止学会第13回学術集會を三重県で開催する意味でもあると自負していました。なぜなら、それは当大会を一過性のものにせず、三重県に生活する子どもに関心のある人にも、まだ関心を持っていない人にとっても、財産にしていきたいからです。

しかし、一つの実行委員会では両者を同時進行させることには限界があり、実行委員会は大会の本来目的を遂行、私たちは並行して市民実行委員会を組織、極力両者を連携させる運営を、三重県子どもNPOサポートセンターが中心に担ってきました。

市民実行委員会は「子どもの心を受け止めるネットワークみえ」を構成する県行政の4部署とNPOをはじめ、津市の健康福祉部こども総合支援室及び教育委員会や民生児童委員など多岐に渡り、それに見合った多岐に渡る企画内容で当日の参加者数は何と本大会を上まわりました。

プレ企画の映画「長い散歩」は奥田瑛二監督のトークショウが目玉になって、ホールは満席。ここで取り組まれた全てを、紙面の都合で割愛せざるを得ないのは本当に残念です。

※表1をご参照下さい。

表1 日本子ども虐待防止学会第13回学術集會みえ大会  
市民実行委員会企画(2007年12月13日~15日・三重県総合文化センター・アスト津・三重県人権センター)

### ●事前の取り組み紹介

- ・虐待防止専用電話受け手養成講座(全7講座)
- ・児童健全育成事業推進対策事業オレンジリボン三重県キャンペーン
- ・子育てほっとダイヤル
- ・幼児親対象ワークショップ「ノーバディズ・パーフェクト」違いを認めるプログラム
- ・幼児親子対象ワークショップ「しつけのレッスン」
- ・小学生対象ワークショップ「子どもの人権を考えるプログラム~わたしの気持ち・ぼくの気持ち~」
- ・小学生対象ワークショップ「里山でおおいにあそぶ」
- ・小学生対象ワークショップ「エンパワメントワークショップ」
- ・小学生対象ワークショップ「ドラマで遊ぼう」
- ・小学生対象ワークショップ「スマイル○キッズと自己尊重トレーニング」
- ・ユース対象ワークショップ「エンパワメントワークショップ・青少年プログラム」
- ・ユース対象ワークショップ「命の声を聞く自己尊重トレーニング」
- ・ユース対象ワークショップ「心ほぐし 体ほぐし」
- ・ユース対象ワークショップ「デートDVを考えるプログラム」
- ・ユース対象ワークショップ「エンパワメントを体験しよう」10代のボランティア講座
- ・大人対象ワークショップ「心の声を聴く自己尊重トレーニング」
- ・大人対象ワークショップ「子育てサロン自己尊重トレーニング」
- ・児童養護施設や教職員対象ワークショップ「CAPワークショップ」
- ・「劇団四季 ユタと不思議な仲間たち」舞台鑑賞
- ・「市川真美恵ひとり芝居『へのへのもへじ』」舞台鑑賞と事後交流会

・「お母さんのエンパワメント」ママプラス講座

・「子育て力 エンパワメント講座」

#### ●当日プログラム紹介

・映画「長い散歩」上映会および奥田英治監督トークショー

・世界から学ぶ子育て支援 ①ニュージーランド、②北欧、  
③カナダ

・虐待防止専用電話

・地域・学校で子どもの人権を考えるミニシンポジウム

・基調報告とシンポジウム「子どものエンパワメントを考  
える」～子どもの権利条例を展望して～

・自分で守ろう！いのち・こころ・からだ

・デートDVを考えるプログラム

・CAPワークショップ

・子どもの権利条約人気投票

・子育て応援ひろば

スタンプラリー／展示ブース／食べものブース／あそ  
びのひろば／子どもの権利条約人気投票／小学生ワー  
クショップ成果発表／ミニステージ／ステージ／ひろ  
ば／シーバルク／

・チャイルドライン夢メッセージ展（絵馬展）

#### <取り組みから見えてきた課題>

私自身にとって何よりも大きかったのは、ずーっと暖め続  
けてきた思いを市民実行委員会の事業の一つとして実現でき  
たことでした。

それはかねがね考えていた「チャイルドライン」から「児  
童相談所」までの間に、私たち市民（NPO）ができる救済活  
動として「虐待防止専用ライン」の設置をたった2日間であ  
ったが試みることができたことです。「チャイルドライン24」  
にかかわる支え手の全面的なバックアップと、受け手は、専  
用ラインのために応募し講習を経た人と「チャイルドライン  
24」の受け手の混合体制で2日間を成功させました。

当日まで私たちは「チャイルドライン」の状況から推測し  
て子どもからの電話はあまり想定しておらず、どちらかとい  
えば、大人への対応を中心に学んでいました。ところが結果は、  
なんと大人と子どもの割合は半々だったのです。

チャイルドラインに入る虐待に関する電話は、数もそれほ  
ど多くなく、しかも子ども自身にとり自己否定につながる問  
題だけに、一定過去にできる年齢的成長をみた場合は別とし  
て、当事者問題として電話をするには、その問題に真っ向か  
らの問い合いを必要とするので難しいものがあると感じてい  
たのです。明らかに本人のことと思える時でも、友だちのこ  
とや兄弟姉妹のこととして話されたりするのですが、「虐待防  
止専用ライン」では、この方程式は通用しなかったのです。

この結果は、私たちに大きな課題を残しました。成熟社会  
に生きる日本の子どもたちだからこそ抱えこむ心の闇にとっ  
て、チャイルドラインの果たす役割は大きく、エンパワメ  
ントの現場は欠くことのできない存在です。しかしそれだけ  
で子どもの現状を救いきることは不可能で、そこからこぼれ  
てしまっている子どもたちをどうすべきなのか。

チャイルドライン開設にあたって視察したカナダも、次の  
展開をさぐるべく訪れたインド・パキスタンもチャイルドヘ

ルブラインでした。そこに一つの課題解決の糸口を見出して  
はいるのですが、ラインを使っただけの具現化には、方法論を始  
めとして、もう少し話し込みの時間が必要と考えています。

目下三重県子どもNPOサポートセンターが三重県の児童相  
談所と津市の健康福祉部こども総合支援室との三者協働で試  
行している「地域の子育て文化創造力を活用した要支援家庭  
の子育て応援事業（子ども・子育てサポーター事業）」のこ  
の事業は津市内の保育園に通う軽度の虐待といわれている子  
どもの見守りの取り組みで、いずれはモニターを越える関わり  
を視野に入れた見通しと地域の子育て子育て支援団体のネッ  
トワークづくりにもしていくことにより、一つの課題解決の  
方向が示唆できると考えています。

チャイルドラインとは異なる手法での参画ですが、子ども  
が育つやさしいまち（地域社会）づくりにつながると考え、  
県内に広げていくために、平成20年度の「NPOからの協働  
事業提案」に応募、採択されました。

行政内部では、子育て支援は市町の問題という住み分けが  
されており、実現にむけては、数々の関所を通過することが  
必要ですが、平成15年第1回目の「NPOからの協働事  
業提案」でトップ採択され軌道にのせて「チャイルドライン  
24」実施組織を誕生させた経験を活かして、粘り強い話し  
合いを積み重ねて実現したいと思っています。

#### <三重県のチャイルドライン>

チャイルドラインのコンセプトを、きっちり子どもの権利  
条約の精神と紡いでいます。また、体制も頑固なまでに原則  
を貫いていることなども三重県のやり方と云えるかもしれま  
せんが、他に類をみないのは、目的を明確にして最初からネッ  
トワークで事業展開をしていることでしょう。

「チャイルドライン24」は、独立した15の組織によって  
構成されており、その内9団体がラインの実施現場をもって  
います。（資料参照）南北に長い県内を、北は桑名市から南は  
熊野市まで、クール毎にリレー方式でつないで電話を受けて  
います。※図1をご参照下さい。

実施地域の数は、電話機器の設置代を始めとする経費を膨  
らませることになり、県庁所在地の津1ヶ所に絞れば合理的  
で、協働の話し合いでも行政側から難色が示されました。

しかし「チャイルドライン24」は、チャイルドラインを  
ツールに新しい子ども観を打ち立てて、子どもが育つ地域社  
会（まち）の再生もビジョンとして持っています。そのため  
には、実施拠点の数は重要になるのです。なぜなら拠点を支  
えるボランティアをその地域で増やさない限り、地域づくり  
につながってはいかないからです。

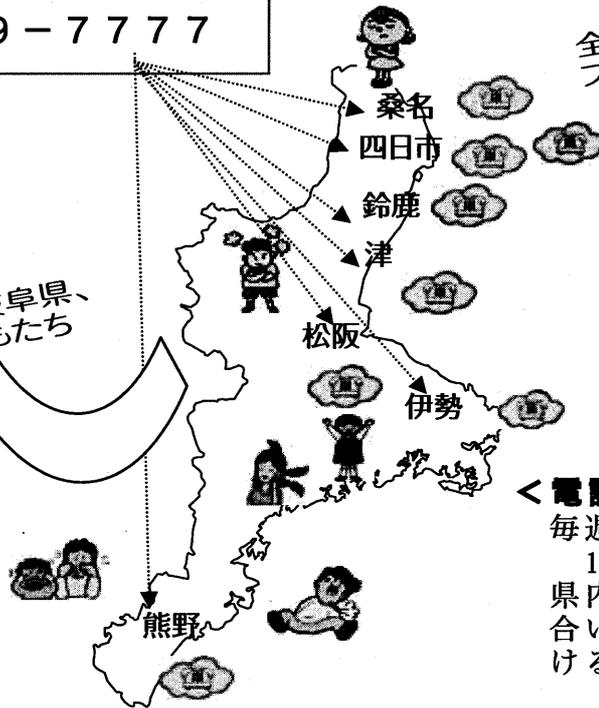
目下、「チャイルドライン24」を支えている受け手・支え  
手・運営を担うボランティアの人数は330人程で、ユース（15  
才～25才までの人）が、90人弱を占めています。そして月  
2回はユースラインを固持しミッションに謳われている子ど  
もの社会参画を受け手側の子ども（青少年）にも保障してい  
ます。

# 子どもの権利条約を基本に 指示しない 指導しない 傾聴する 18歳までの子どもの心を受け止める子ども専用電話

フリーダイヤル（通話料無料）  
0120-99-7777

全国で統一して同じ番号  
フリーダイヤルを試行中

三重県（愛知県、岐阜県、  
和歌山県）の子どもたち



## < 電話受付時間 >

毎週月曜日～土曜日

16:00～21:00 週 30 時間

県内 8 地域で曜日を担当し  
合い、毎日子どもの電話を受  
ける体制をつくっています。

図1 三重県内チャイルドライン24実施イメージ図

## < 第16回子どもの権利条約フォーラム2008 in みえ >

日本子ども虐待防止学会第13回学術集會みえ大会での市民実行委員会は、今年度の「子どもの権利条約フォーラム」へ続く道としての結成でもありました。ですから分科会やシンポジウムも、当然今年度のフォーラムを意識しての企画をしてきました。

虐待が人権問題だと一人でも多くの人に認識してもらい、いずれはと考えている条例づくりに向けて、気運を盛り上げていく第一歩としたかったからです。

私たちはすべての事業を自分自身の生き様に重ね、自分の成長に少しでもつながる努力をしあっています。他人に関わること、社会とつながって生きること、事に当たっていくこと。すべてが自分を豊かにしてくれる現場、人格形成の場だからです。とりも直さずそれは、権利（人権）の問題が単に理論で学び知識として身に付けるに終わらず、自分の中に人権意識を醸成させることに他ならなりません。それは、単に理論を学ぶよりどれほどか難しいことですが、それなくして人権問題の本当のクリアはないといっても過言ではないでしょう。三重県での権利条約フォーラムでは、「人権意識を深める」という表現で一本の柱に据えています。

しかし社会的整備があって初めて草の根運動にも確実に実りもたらされます。現時点で県内に条例といえるものがあるのは名張市のみです。三重県に、そして県内すべての市町に条例が、それも「権利」をきっちりと位置づけた条例づくりにつながることも大きな柱にしています。

今回のフォーラムの事務局を担当する「チャイルドライン24」実施組織から、三重県が募集する平成20年度のNPOからの協働事業提案に「県と市町及びNPOとの協働による市民（子どもを含む全ての市民）参画型子どもの権利条例づくりを通じた子どもにやさしいまちづくり推進事業」を応募、採択されました。私たちの提案内容は「子どもの権利条約フォーラム」と重ねられており、今年度県が誕生させた子ども局の方向とも一致しています。これから話し合いに入っていく訳ですが、必ずあまたの問題にぶつかっていくことでしょう。しかし最終的には、フォーラムの結果と相乗作用して、いい方向に導かれていくと確信しています。

今フォーラムで、一番重要な柱と考えているのは子どもたち自身の参画のあり方です。主役は彼等です。彼等が生活（くら）している地域で、それはまちであるかもしれないし、所属している団体であるかもしれませんが、その現場現場で子ども委員会がつくられていく動きにしたいと思っています。身近で自分たちが感じていることを、言いたいことをいっぱい話せる場ができて、動きが、内容が市町の条例づくりにつながっていく。更に継続的な子ども委員会の設置につなげていく。

今年の三重県での「子どもの権利条約フォーラム」の開催が、三重県に生きる子どもたちの未来を創る動きになるように、一步一步固めていきたいと思っています。

# 北広島市子どもの権利条例検討委員会

## —これまでの経過

### 1. 委員会の構成と特色

北広島市子どもの権利条例検討委員会は、2006年1月に発足した。委員数は20名（うち4名は公募による市民委員）。教員や元教員が多い（6名）が、各方面で子どもと接点をもつ人達がバランスよく集まっている。委員の中に弁護士や子どもの権利の研究者など、いわゆる「専門家」がいないことも特色の一つといえるだろう。（残念ながら、委員の中に子どもは含まれていない）

委員会では議論を重視してきた。「子どもを取り巻く状況の認識」「体罰の是非」「権利と義務は表裏一体か?」「権利は子どもをわがままにするか?」「子ども会議の設置の是非」「新たな救済制度（オンブズ制度）は必要か否か」など、意見の分かれるところでは本音を出し合い、時にはレポートを作成・発表し、認識を深めた。要所では学習会を開き、基本的に全会一致で進めてこられたのは大きな成果である。

### 2. 活動経過

当初、委員会を「幼児・親」「小中高校生」「子どもの指導者」「地域」の4部会に分け、それぞれが聞き取り調査やアンケー

### 三浦直登（北広島市子どもの権利条例検討委員）

ト調査をおこない、子どもの気持ちや市民の意識の把握に努めた。私が所属した地域部会のアンケートでは「子どもはわがままである」という意見は少なく、「子どもは意見表明できる環境にない」「権利を正しく学べる機会を増やすべき」など、現状を心配し権利条例制定を期待する声が多数寄せられた。

現在は、4部会での活動を終え、「条例素案起草」「条例啓発」「子ども」の三つの小委員会で活動している。子ども小委員会では、「子ども会議」を開催し、子どもの生の声を聞くことができた。

### 3. 現在の状況

現在の活動は条例素案づくりに集中している。救済制度については、「既存のものを活用すべき」という声もあったが、学習会終了後には、「しっかりとした救済制度を作る」ことを全体で確認することができた。起草作業は「救済制度」まで終了し、次回は「子どもの権利検証委員会」の検討に入る。8月には素案を完成させ、パブリックコメントを実施後、市長に答申する予定である。

## 「なごや子ども条例」制定とこれから

### 木下秋乃（椋山女学園大学1年）

昨年、名古屋市で「子ども条例」づくりに関わるということで何人かの高校生が集められました。その後、グループは『MST(未来創造team)』として名古屋市が子ども条例をつくっていく過程に参加していくようになりました。

最初に参加したのは愛知サマーセミナーの講座です。私たちはワークショップ形式で小・中学生から普段思っていることを聞きました。しかし、みんなの話を聞いていると私たちが小学生だったころとは周りの環境が大きく変わっているということが分かりとても驚き、MSTメンバーの中には自分の小さい頃の事を力説してる人もいました。それからシンポジウムなどに参加し、子どもとしての意見を伝えてきました。

ほかには様々なゲストを呼んで話を聞くということもしました。今まで知らなかったことを知ることによって自分の視野を広げることができました。高浜市で行われた「自治体フォーラム」では、他の地域で私たちと似た活動をしている学生との交流の場もあり、これは私にとってとてもいい刺激になりました。MSTの活動はまだ始まったばかりで何もかもこれからという時だったので、その日聞いた話はとても参考になりMSTの活動をもっと大きくしたいと思いました。

子ども条例が完成してからは、これから何をしていくかみんなで話し合いました。そして見えてきたものは『学習・交流・発信』という3つのキーワードです。

世の中にあるまだ知らないことを学び、子ども・大人とたくさん関わり、そして私たちからみんなの想いを発信していく。そんなことがMSTにできることだと思います。

今はこの夏のサマーセミナーに向けて準備をしています。今回は名古屋市の子どもの条例の存在をたくさんの子どもたちに知ってもらえるようにと、カルタ遊びを計画しました。このカルタづくりワークショップは、これからもいろんな場所

で行っていきたいと思います。

『学習・交流・発信』は未来創造をしていく私たちの大事な3本柱です。そして、MSTミッションである『未来に向けて子どもと一緒にアクションを起こす(子ども+笑顔2=未来!)』をいつまでも大切に、みんなが笑顔でいられる未来に向けてこれからも力合わせて頑張っていきます!!

## なごや子ども条例 (前文と構成)

子どもは、生まれながらにして一人一人がかけがえない存在であり、周りの人に大切にされ、愛され、信頼されることによって、自分に自信を持ち、安心して健やかに育つことができます。

子どもは、自分の価値が尊重されることによって、他者の価値を尊重することを知ることができます。

子どもは、子ども同士のふれあいや、様々な人、自然、社会そして文化との適切なかかわりを通じて、他を思いやる心を持ち、ルールを守るなどの社会性を身につけ、豊かな人間性と創造性を備えるとともに、自分の行動に責任を持ち、他者と共生し、社会の責任ある一員として自立することができます。

子どもは、年齢や発達に応じて、物事を考え、意見を言うことができます。

名古屋のすべての子どもが、自分自身の持っているこのような力を信じることで、その力を伸ばすとともに発揮して、未来の名古屋を担う存在になっていくことが、すべての市民の願いです。

そのために、大人は、子どもの未来の視点を大切にするとともに、子どもの年齢や発達に応じた支援をし、子どもが自立した若者に成長するまでを見守ることが必要です。

さらに、大人は、自分の言動が子どもに大きな影響を与えることを認識したうえで、子どもの手本となり、子どもから信頼される存在であることが求められます。

ここに、わたしたちは、児童の権利に関する条約を基本とし、民族、性別、障害などにかかわらず、子どもにとって大切な権利を保障するとともに、子どもの視点に立ち、子どもとともに最善の方法は何かを考え、子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するなごやのまちを、市民が一体となってつくることを決意し、この条例を制定します。

### 第1章 総則

#### 第1条 目的

#### 第2条 定義

### 第2章 子どもの権利

#### 第3条 子どもにとって大切な権利及び責任

#### 第4条 安全に安心して生きる権利

#### 第5条 一人一人が尊重される権利

#### 第6条 豊かに育つ権利

#### 第7条 主体的に参加する権利

### 第3章 子どもの権利を保障する大人の責務

#### 第8条 共通の責務

#### 第9条 市の責務

#### 第10条 保護者の責務

#### 第11条 地域住民等の責務

#### 第12条 学校等関係者の責務

#### 第13条 事業者の責務

### 第4章 子どもに関する基本的な施策等

#### 第14条 虐待、体罰、いじめ等の救済等

#### 第15条 子どもの育ちの支援

#### 第16条 子育て家庭の支援

#### 第17条 子どもの参画の促進

#### 第18条 関連施策との一体的推進

#### 第19条 調査研究等

### 第5章 子どもに関する施策の総合的な推進

#### 第20条 総合計画

#### 第21条 実施状況等の公表等

#### 第22条 拠点施設

#### 第23条 なごや子ども・子育て支援協議会

### 第6章 雑則

#### 第24条 委任

平成20年4月1日施行



# タイの子どもと権利の状況

ラッタービラット きさら (大学院学生)

## はじめに

タイでは、政府により政策や法律を通して子どもたちのための仕組みを構築しようという試みがなされています。しかし子どもの権利の侵害が様々な形でまだ残っています。それらは、子どもたちに対する保守的な考え方や、政府の汚職、アクションの不足など、多種多様で複雑な原因によるものです。このエッセイにより多くの人達が既存のシステムや子どもの状態、そして子どもの権利に関する現状を知り、理解を深めることができたらと考えています。

タイでは国際的な法やタイの法律を通して子どもたちを保護しようと努めてきました。1992年には子どもの生活保護と参加を促進することを目的とした子どもの権利条約がタイで批准されました。また子どもの権利条約とは別に、タイではUNICEFの“A World Fit for Children”を2002年から採択し、生活水準の向上と教育の質の向上そして暴力やHIV/エイズから子どもたちを守ることを目指しました<sup>1)</sup>。国レベルでは「児童保護法」「暴力被害者保護法」「人身売買保護法」などのように子どもに関する法令を2003年に採択しました<sup>2)</sup>。しかし実際には、子どもたちの保護というよりは子どもたちを救済する方向に法令が働く傾向があり、子どもに関する問題を減らすことにはなりません。

## 子どもの権利の状況

### 子どもたちと教育

タイでの義務教育は12年ですが、少なくとも70万人の子どもが学校に通っていないか学校へ行く機会がありません<sup>3)</sup>。そういった子どもはストリートチルドレンだったり、貧困や障害など様々な理由があり、たくさん子どもたちが経済的な理由で学校をやめざるをえない状況です。しかし一方で、最近では国籍を持たない子どもたちが学校への入学を許されるようになりました。しかし小学校を卒業した後勉強を続けることが難しい状況です<sup>4)</sup>。

教育や教師の質もまた大きな問題です。政府により決められたカリキュラムはよく機能していますが、子どもたちが自分で考え表現する機会がなく、IQや分析力の向上が遅れる傾向にあります<sup>5)</sup>。小学校や中学校では教師の数が不足しており、地方では教育予算が少ないケースがあります<sup>6)</sup>。

今特に関心を集めている問題は、教師の生徒に対する暴力や生徒間での暴力です。教師による暴力は体罰やセクシャルハラスメントで、例えば今年の1月には2人の生徒が授業をさぼったことで3時間木に縛りつけられたという事件がありました。事件後も他の生徒たちが彼らにいじめをして、ついに

その生徒は学校に来れなくなりました<sup>7)</sup>。また、セクシャルハラスメントの問題は学校で頻繁に起こっており、有名大学で教授が女子生徒に対していい成績をつける代わりに性的行為を要求する事件があり大きなニュースとなりました。実際このようなことは多くの学校で起こっているはずですが、報告されるのはごくわずかです。時には事件自体は警察に報告されたにも関わらず、学校関係者が警察とつながっているために罪を逃れるケースもあるようです<sup>8)</sup>。

生徒間の暴力は以前からありましたが、ある学校で起きた殺人事件を除いて最近まであまり暴力は知られていませんでした。小学校の生徒が他の生徒を脅してお金を要求する事件や、11歳の少年が6歳の少年をナイフで刺すといった事件がありました<sup>9)</sup>。国家健康財団によると、68.9%の生徒が4年生から9年生の間に一月に2-3回のいじめを受けているそうです。いじめといっても、言葉の暴力やお金や持ち物を奪うこと、身体的暴力など様々あります。しかしながら、親や教師たちはいじめをある種の成長の過程として捉えており、問題として対処しようとはしません。それを知ってか、生徒たちはいじめを大人たちに報告しようとしません<sup>10)</sup>。

### 子どもの人身売買

違法であるにも関わらず、タイには人身売買の発生地と経由地、そして目的地があります。人身売買の被害者の多くは北東部の貧乏な人や山岳地帯に住む市民権を持たない民族です。彼らは「いい仕事」を約束されますが、最終的にはだまされて搾取の対象となり、奴隷や肉体労働、売春婦として利用されます。またカンボジアやビルマから来た少年や少女は性産業に利用されたりギャングになります<sup>11)</sup>。もし逮捕されると、多くの場合は被害者としてではなく違法入国者として扱われ罰を受けることとなります。「売春防止法」や「女性及び児童を人身売買から保護する法律」、タイ政府や近隣諸国、国際NGO団体との協働を通して人身売買を抑止しようと取り組んでいますが、問題は依然として深刻なままです。法律が機能していないことや、法律を行使する組織が十分に機能していないことが原因として考えられます。また、移民局や警察、地方当局は賄賂によって人身売買と直接関わっており、被害者は報復を恐れて証人になることを拒み、犯人たちは捕まらないままです<sup>12)</sup>。

### 恵まれない子ども

他の子どもたちのように子どもとしての権利を持たないストリートチルドレンや障害児がタイにはたくさんいます。彼

らは教育や医療、保護を受けることができません。ストリートチルドレンは麻薬や性的搾取などといった犯罪に巻き込まれやすい傾向があります。それにも関わらず障害のある子どものための施設を十分ではなく、多くの障害のある子どもが教育を受けることもできません。交通機関や建物、トイレなども障害のある人にやさしく作られていません。結果として、障害のある子どもたちには普通に生活する権利がなく、常に他の人の手助けなしには生きていけません。「物乞い」として利用され、経済的に搾取されている子どももいます<sup>13)</sup>。

このように、タイでの子どもの権利侵害や保護の問題はまだまだ深刻です。政府や関係組織により様々な取り組みがなされているにもかかわらず、その取り組みはまだ政策の段階であり、実際には有効に機能していません。また、子どもに対する保守的な考え方、権力の乱用、汚職、親や教師の無関心、政府の不活動は子どもたちが利用され保護されない状況をますます悪化させてきました。この複雑な問題を解決するのに適切な取り組みなしでは、タイにおける子どもの権利の向上は考えられないでしょう。

(翻訳 工藤広平)

- 1) UNICEF. (2002). "A World Fit for Children." Homepage. <http://www.unicef.org/specialsession/wffc/>: 16 May 2008
- 2) Center for the Protection of Children's Rights Foundation. (2006). Child Rights Situation Report 2006. Bangkok: Nattawut Buapratum
- 3) Center for the Protection of Children's Rights Foundation. (2006). Child Rights Situation Report 2006. Bangkok: Nattawut Buapratum

- 4) Rujanawongse, Wanchai (n.d.). "Sitti dek" [Child rights]. Homepage. <http://www.djop.moj.go.th/arti1.htm>: 15 May 2008
- 5) Ibid.
- 6) Center for the Protection of Children's Rights Foundation. (2006). Child Rights Situation Report 2006. Bangkok: Nattawut Buapratum
- 7) Komchadluek. 14 January 2008. [http://www.komchadluek.net/2008/01/14/a001\\_185438.php?news\\_id=185438](http://www.komchadluek.net/2008/01/14/a001_185438.php?news_id=185438): 16 May 2008
- 8) Interview with Nattawut Buapratum, 15 May 2008.
- 9) Manager Online. (2007, June 15). Jab laew dek kao kuab pos ii mue taeng dek anubaan hok kuab. [9-year-old boy arrested for killing a 6-year-old boy]. Homepage. <http://www.manager.co.th/Local/ViewNews.aspx?NewsID=9500000069566>: 18 May 2008
- 10) Manager Online. (2007, January 10). Moonlaniti sataranasuk peud weiti satarana hating kae panha kwam runraeng nai rongrien. [National Health Foundation held a public stage in searching for solutions to violence in school]. Homepage. <http://www.manager.co.th/Home/ViewNews.aspx?NewsID=9500000002954>: 17 May 2008
- 11) Bureau of Democracy, Human Rights, and Labor, US Department of State (2007). Country Reports on Human Rights Practices 2006: Thailand. Homepage. <http://www.state.gov/g/drl/rls/hrrpt/2006/78792.htm>: 7 May 2008
- 12) Ibid.
- 13) Rujanawongse, Wanchai (n.d.). "Sitti dek" [Child rights]. Homepage. <http://www.djop.moj.go.th/arti1.htm>: 15 May 2008

## イベント報告

# 「子どもにふさわしい世界+5」

5月11日(日)、早稲田大学にて、イベント「子どもにふさわしい世界+5」を開催しました。活動領域も年代も違う35名の参加がありました。

「子どもにふさわしい世界」は、2002年5月にニューヨークで開催された国連子ども特別総会で、成果文書として採択され、具体的な目標が掲げられると共に国別行動計画を策定することが求められました。—あれから5年、2007年12月11日—13日にかけて、子ども特別総会の中間レビューが行われ、「子どもにふさわしい世界+5」が宣言されました。2005年5月現在、国別行動計画を策定完了または策定中の国は、特別総会に参加した先進35カ国中21カ国ですが、日本はそれに含まれていません。

今回のイベントでは、2007年11月20日に18歳という節

目を迎えた子どもの権利条約と共に、改めて日本の子ども達の現状を考え、「子どもにふさわしい世界」に近づくための意見交換をおこないました。

参加者は名札のシールと同じ色の机に分かれて座り、先ず、名前・普段何をしているか・今日の抱負等、自己紹介を行いました。和やかな雰囲気の中、第1部は平野裕二さん(ARC代表)による講演。子どもを取り巻く国内外の状況や、「子どもにふさわしい世界」の実現のために必要なこと、また、2008年4月22日に提出された第3回政府報告書についても緊急報告をしていただきました。(※第3回政府報告書については、本紙巻頭にて掲載) 分かりやすく、ユーモアも交えたお話に、会場は時折笑いに包まれ、あっという間の1時間半でした。

休憩をはさんで第2部では、「子どもにふさわしい世界」を実現するための、「ミニミニ・アクションプラン作り」をワークショップ形式で行いました。先ず、一人一人が「子どもにふさわしい世界」を実現するために、①自分にできること、②誰かと一緒だったらできそうなこと、③自治体や日本政府だったらできそうなことについてアイデアを出し、画用紙に書き留めるという作業をおこないました。そして、そのアイデアを机ごとに分かれた小さなグループ内で説明した上で、意見の交換をおこないました。次に、グループ内での意見がある程度まとまったところで、グループの代表者に順次発表をおこなって貰いました。満員の会場内からは、子どもの意見を聞く姿勢の重要性について、子どもが幸せになるために

は大人も幸せである必要があるのではないか等、色々な立場から様々な意見が飛び出しました。「子どもにふさわしい世界」の実現について、自分が日ごろ感じている身近な事から発想しプラン作りをおこなったためか、どのグループの発表も個性的で興味深く、ワークショップは時間をオーバーしても意見交換が終わらないほどの盛り上がりでした。

最後にまとめをし、ふりかえりシートの記入を行ってから5月のイベント「子どもにふさわしい世界+5」は終了しましたが、その後もしばらくは、参加者の間で名刺や情報の交換がおこなわれ、子どもに関わる人や団体の交流の場としても活用されていました。

(運営委員 竹内)

## お知らせ

### 子どもの権利条約 ネットワーク主催 **子どもの権利条約基礎講座**

「子どもの権利条約」は来年誕生20周年を迎えます。私達の社会にこの条約が根付いて欲しいという願いをこめて、本年も「子どもの権利条約ネットワーク」は基礎講座を開講します。

子どもの権利条約って何?という方にも、今更条約の勉強なんてという方にも満足していただける、不思議な講座です。皆様の知りたいこと、疑問に思っていることの答えがきっと見つかります。子どもに関わるお仕事をしている方、お父さん、お母さん、これから子どもに関わるかもしれない方たち、皆様の質問にお答えします。

【講師】 あらまき しげと 荒牧 重人 (子どもの権利条約ネットワーク副代表・山梨学院法科大学院教授)

【日時】 ① 2007年7月3日(木) 午後6時半～9時 受付6時 会場:33-2号館(文学部正門入って正面) 第一会議室  
② 2007年7月12日(土) 午後1時半～4時 受付1時 会場:36号館 382教室  
※それぞれ違った内容の講座になります。1回だけでも、2回通しても、自由にご参加ください。

【場所】 早稲田大学戸山キャンパス(文学部) [JR山手線・西武新宿線] 高田馬場駅下車。都バス早大正門前行き、馬場下町下車、徒歩2分 [地下鉄東西線] 早稲田駅下車、2番出口、徒歩5分

※会場は各回変わりますのでご注意ください

【参加費】 大人:1,000円(会員800円) 18歳未満:500円(子ども・学生会員無料)

【対象】 テーマに興味のある方ならどなたでも参加可能です。

☆お問い合わせ・お申し込み☆ 子どもの権利条約ネットワーク事務所 TEL&FAX:03-3724-5650 E-mail:info@ncrc.jp  
(事務所オープン:月・木 12:00～17:00)

### 子どもの権利条約ネットワーク 2008年度役員

(50音順・敬称略)

代表	喜多明人			
副代表	荒牧重人			
事務局長	赤池悦子			
事務局長次長	安部芳絵	天野隆	内田塔子	
	菅源太郎(新)	中村たづみ(会計兼務)		
運営委員	唐木優衣	岸畑直美	北千加枝	
	清水佳子(新)	鈴木正昭	田家文衛	
	高木章成	竹内麻子(新)		
	圓谷雪絵(新)	南雲勇多	長谷部真琴	
	林大介	平野裕二	山田奈津帆	
	好光紀			
監査	黒岩哲彦	戸田真理子		

### 「子どもの権利条約」No.92

2008年6月15日発行

★発行(季刊・年4回)

子どもの権利条約ネットワーク  
Network for the Convention on the  
Rights of the Child

〒152-0034 東京都目黒区緑が丘2-6-1

TEL&FAX 03-3724-5650

Eメール info@ncrc.jp

ホームページ <http://www.ncrc.jp/>

★発行人 喜多明人

★編集人 岸畑直美

★年会費 5000円 学生 3000円

18歳未満 1000円

定期購読 4000円

\*郵便振替 00180-2-750150

★印刷 (株)第一プリント